

経営継続補助金（2次申請）

10月19日版

○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者 **農業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受ける必要があります。

○補助上限額

・単独申請	150万円
・グループ（共同）申請	1,500万円

< 補助の対象となる経費 > （単独申請の例）

① **経営継続**に関する 取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**

補助上限額 **100万円**

② **感染拡大防止** の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**

補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和3年2月28日まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法（ネット販売、無人販売など）の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

埼玉県農業経営相談所では県内の農業者の申請を受け付けます。

受付窓口について

- ①農協組合員の方は原則、お住まいの農協へ
- ②農協の組合員でない方は農業経営相談所へ(※4)

【予定スケジュール（農業経営相談所版）】

- ★窓口受付期間(※1) 10月19日～10月30日
- ★支援機関確認書発行(※2) 11月中旬頃を予定
- ★申請期限(※3) 11月19日
- ★実績報告期限 R3年3月19日(※5)

- ※1 書類の整備に不安がある方は、余裕を持って相談してください。また、「申請書提出時チェックリスト」にて申請者で事前確認を済ませた提出書類を、持参(窓口受付期限日の正午まで)または郵送(窓口受付期限日必着)で提出してください。なお、窓口受付期間以降は、「支援機関確認書」の発行手続間に合わなくなるため経営相談所での受理はいたしかねます。
- ※2 発送はいたしかねますので、申請者がサテライト窓口へ受け取りに来てください。
- ※3 提出書類に不備がないことを確認の上、期限内に補助金事務局(全国農業会議所)へ申請者が郵送してください。なお、補助金事務局が実施する審査の結果、不受理・不採択となる場合もあります。
- ※4 農業経営相談所以外の機関でも申請を受け付けています。詳細は農水省HPをご覧ください。
- ※5 事業の完了後は、実施内容及び経費内容を取りまとめ、原則として、事業を完了(補助対象経費の支払いまで含みます)した後30日を経過する日、又は令和3年3月19日(金)のいずれか早い日までに事業実績報告書を補助金事務局に提出してください。

<問い合わせ・受付>

農業経営相談所での支援は、「農業者」に限ります。

農業経営相談所		所在地	連絡先
サテライト窓口	さいたま農林振興センター	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-822-1007
	川越農林振興センター	川越市新宿町1-17-17	049-242-1804
	東松山農林振興センター	東松山市六軒町5-1	0493-23-8582
	秩父農林振興センター	秩父市日野田町1-1-44	0494-25-1310
	本庄農林振興センター	本庄市朝日町1-4-6	0495-22-3116
	大里農林振興センター	熊谷市久保島1373-1	048-526-2210
	加須農林振興センター	加須市不動岡564-1	0480-61-3911
	春日部農林振興センター	春日部市大沼1-76	048-737-6311
(公社)埼玉県農林公社		行田市大字真名板1975-1	048-559-0551

詳しくは農水省ホームページへ

農水省 経営継続補助金

検索

経営継続補助金の2次申請をお考えの方へ

令和2年10月19日
埼玉農業経営相談所

①早めのご相談を！

窓口受付期間内〔10月19日～10月30日(正午)〕に必要書類を整えご提出ください。期間内にご相談があっても書類が整わなければ「支援機関確認書」の発行手続に間に合わなくなるため経営相談所での受理はいたしかねます。

②必要書類の作成は申請者で行ってください

下表の提出資料を申請者で作成し、印刷の上、各書類を1部ずつサテライト窓口へ御提出ください。なお、原本は申請の際に必要となりますので、申請者で保管してください。

表【提出書類】(単独申請の場合※1)

相談所への提出書類(写し)	●詳細は、最新の公募要領をご確認ください。
1 経営継続補助金に係る申請書	※1 共同申請の場合は、別途、ご相談ください。
2 経営継続補助金の申請に係る宣誓書	※2 申請(④)の際は、USB等の電子媒体(Excelに限る)に保管の上、提出となりますので申請者で、予めご準備ください。
3 経営計画書(※2)	※3 本事業により車両を購入する場合は、採択審査に必要となります。
4 補助金交付申請書	※4 申請者本人でチェック後、原本を提出してください
5 車両購入の理由書(※3)	
6 直近の確定申告書類等の写し	
7 申請書提出時チェックリスト(※4)	

③支援機関確認書は窓口でお受け取りください

当農業経営相談所では11月中旬頃を予定しています。予め、受け付け窓口へ御連絡の上、受け取りにお越しく下さい。

④補助金事務局(全国農業会議所)への申請は、申請者が行います

郵送にて2次申請期限内(※)に、提出してください。

※ 申請期限最終日にポストへの投函した場合、集荷の都合によっては、翌日消印となる場合があるため御注意ください。